

## 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会員規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条第3項の規定に基づき、本会会員について必要な事項を定めるものとする。

### (会員の区分)

第2条 会員は、正会員と賛助会員とする。

2 正会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉団体及び社会福祉に関係ある団体
- (3) 社会福祉施設を経営する社会福祉法人又は社会福祉法人以外のものが経営する社会福祉施設
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 学識経験者

3 賛助会員は、前項に掲げるもの以外の個人又は団体、企業とする。

### (会員の権利)

第3条 正会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本会の事業計画及び事業実施に関し報告を受けること
- (2) 本会の業務に関し評議員を通じて意見を述べること
- (3) 本会が発行する機関紙等の配布を受けること
- (4) 本会が主催する各種行事に参加すること

2 賛助会員は、前項第1号及び第3号に掲げる権利を有する。

### (入 会)

第4条 本会に入会しようとするものは、次に定める入会申込書を本会会長に提出するものとする。

- (1) 正 会 員 会員入会申込書（様式第1号）
- (2) 賛助会員 賛助会員入会申込書（様式第2号）

2 前項の規定により入会の申し込みがあった場合は、必要な調査を行い、本会会長が入会の可否を決定する。

3 会長は、正会員が入会したときは、その旨を理事会に報告するものとする。

### (会費の納入)

第5条 会員は、別に定める会費を毎年度納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第5号に規定するものについては、会長が必要と認めた場合は会費を免除することができる。

(会費の不返還)

第6条 一旦納入された会費は、過誤納による場合のほか、返還しないものとする。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、会員退会届(様式第3号)を本会会長に提出するものとする。

2 会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとする。

(1) 退会の申出があったとき

(2) 解散又は死亡したとき

(3) 長期にわたり会費を滞納し、又は納入の意志がないとき

3 会長は、正会員が退会したときは、その旨を理事会に報告するものとする。

(除 名)

第8条 会員が本会の名誉をき損し、又は目的に反する行為があったときは、理事会の同意を得、評議員会の議決を経て除名することができる。

2 前項の規定により除名したときは、当該会員に対し、書面で通知するものとする。

(そ の 他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。